平成２３年度

南区障害者自立支援協議会活動報告

南区障害者自立支援協議会

目次

はじめに

Ⅰ．　地域特性・・・

はじめに

区協議会の事業で、地域の状況、ニーズ動向の把握、困難事例の対応、地域の関係機関によるネットワークの構築については、区協議会の継続の中で一定の役割は果たせてきました。しかし、市協議会への提案については、平成 20 年 1 月 21 日の「堺市における知的障害者地域移行の取組に対する提案」と「堺市における障害者に対する居宅支援に関する提案」以降中断していました。区の協議会が提案すれば、その実現に向けて市の協議会が新たな事業の創設に向けて取り組んでくれるのではという期待もありましたが、そんなに簡単に実現するわけでもないので、20 年度以降は、区の地域特性に沿った地道な取組を活動の中心としてきました。

でも全ての事業に均等に取組む必要も感じて、23 年度はそれまでの課題を整理し、社会資源の開発についてグループ討議を行いました。あらためて討議を行うと、それぞれの立ち位置の違いで現状理解のくい違いもあって年度内に意見をまとめ切れませんでした。地域の中での多様な生活を保障していくための社会資源は多様であることを実感したともいえます。

ところで、南区障害者自立支援協議会の活動報告をまとめて、今年で 5 回目になります。報告をまとめることで、南区の現状と課題を見直す良い機会となっています。変わり映えのしない内容であっても、昨年との比較をする中でそれぞれの動向がわかります。また、活動報告に盛り込むまれたことは、一部の関係者だけでなく、南区の成果として共有することができます。そんなことを、再認識しながら23 年度も活動報告をまとめました。24 年度には相談支援の仕組みも大きく変わり、メンバーも毎年入れ替わっていきますが、活動報告を継続してまとめていきたいと思います。

活動報告についてのみなさまからの忌憚のないご意見を心よりお待ちしています。

Ⅰ．地域特性

（1）南区の状況（数値は平成24年4月1日現在、但し公的住宅は23年4月1日現在）

人口：156,451人(23年4月1日154,764人）

世帯数：66,954世帯(23年4月1日61,046世帯）

面積：40.44㎢

公的住宅：38,632戸（府営住宅15,837戸含む）

区域の特徴：泉北ニュータウンを中心とした計画的市街地とその周辺の農地、集落地、丘陵地からなり、南部には自然や農業とふれあうことができる貴重な自然環境が残されている。

(2)障害者数

身体障害者手帳交付台帳登載数

平成23年度末現在

区分	障害種別	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	総数
児	視覚障害	3	10	0	5	4	1	1	24
	聴覚機能障害	13	23	6	21	18	29	5	115
	平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	3	3	3	1	2	1	13
	肢体不自由障害	56	59	39	70	79	61	20	384
	内部障害	20	26	14	20	50	35	9	174
	合計	92	121	62	119	152	128	36	710
	22年度	94	122	62	125	163	123	33	722
者	視覚障害	499	295	244	372	423	402	107	2342
	聴覚機能障害	432	370	256	500	574	413	125	2670
	平衡機能障害	7	1	2	2	1	1	0	14
	音声・言語・そしゃく機能障害	96	45	37	60	77	82	14	411
	肢体不自由障害	4284	2865	1973	3403	4270	3428	1025	21248
	内部障害	2007	1227	973	1607	1728	1627	424	9593
	合計	7325	4803	3485	5944	7073	5953	1695	36278
	22年度	8393	5348	3770	6697	7848	6675	1800	40531

療育手帳交付台帳登載数

平成23年度末現在

区分	程度	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	総数
児	A	95	113	67	125	157	120	38	715
	B1	47	41	34	59	59	73	14	327
	B2	174	121	76	154	154	121	53	853
	合計	316	275	177	338	370	314	105	1895
	22年度	296	259	171	313	378	300	92	1809
者	A	369	350	232	331	520	380	97	2279
	B1	273	142	121	197	257	180	54	1224
	B2	201	129	70	123	186	145	42	896
	合計	843	621	423	651	963	705	193	4399
	21年度	806	615	413	634	905	681	195	4249

精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数及び自立支援医療（精神通院）

平成23年度末現在

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	総数(児再掲)
1級	280	175	83	118	189	191	97	1133(23)
2級	852	513	339	530	750	642	199	3825(65)
3級	193	95	61	98	156	115	26	744(8)
手帳合計	1325	783	483	746	1095	948	322	5702(96)
22年度	1257	719	446	684	1009	904	308	5327(35)
精神通院	2860	1769	1223	1924	2272	2258	500	12806
22年度	2803	1666	1181	1882	2102	2151	480	12265

Ⅱ．南区障害者自立支援協議会

（1）平成23年度の方針

テーマ：地域のネットワークを拡げよう、深めよう
　支援からもれる人を少なくするために、ネットワークの網の目を細かくできるよう、具体事例を通じて引き続き　連携機関の数を増やしていくとともに、つながりを深めていく。

（2）平成23年度南区障害者自立支援協議会及び関係会議一覧

開催日	会議名	参加人数	内容
4月13日（水） 13：30～15：30	協議会	17人	23年度の方針と計画の検討
5月11日（水） 13：30～15：30	協議会研修会	42人	ネットワーク新任者研修会
6月8日（水） 13：30～15：30	協議会	18人	触法障害者への支援 ～生活支援センターからの事例提供～
7月13日（水） 13：30～15：30	協議会	22人	反社会的行動のある障害者への支援 ～砂川厚生福祉センター（つばさ）の取組と事例提供～
8月17日（水） 13：30～15：30	協議会	17人	大阪府立堺東高等学校自立支援コースについて
9月14日（水） 13：30～15：30	協議会	19人	障害者作業所の地域生活支援について ～せんぼく障害者作業所の実践から～
10月12日（水） 13：30～15：30	協議会	14人	支援に必要な新たな社会資源について ～グループに分かれて意見交換～
11月10日（水） 13：30～15：30	協議会	16人	堺市の特別支援教育について（堺市教育委員会から）
12月14日（水） 13：30～15：30	協議会	19人	高次脳機能障害者の支援 ～堺あけぼのからの事例提供～
12月12日（水） 10：00～12：00	パラバルーン 会議打合せ	5人	民生委員児童委員会障害福祉委員会に平成23年度の内容説明及び打合せ
1月6日（金） 16：00～17：00	パラバルーン 会議打合せ		ギャラリーみなみかぜ運営会議に合流 23年度の内容について検討
1月11日（水） 13：30～15：30	協議会	18人	障害児デイサービスについて ～Link御池、えーゆーハウスの実践報告～
2月3日（金） 16：00～17：00	パラバルーン 会議打合せ		ギャラリーみなみかぜ運営会議に合流 23年度の内容について最終打ち合わせ
2月8日（水） 13：30～15：30	研修会	14人	障害者の就労支援 ～就業・生活支援センターからの事例提供～
2月9日（木） 13：30～15：30	パラバルーン 会議	63人	「障害者が住み慣れた地域で生き活きと暮らせるために」 ～障害者への就労支援～
3月14日（水） 13：30～15：30	協議会	15人	平成２４年度からの障害者相談支援体制について ～堺市障害施策推進課より説明～

〇運営会議を協議会終了後に実施し、当日の反省や次回の案件について準備する。（一覧表は省略）

Ⅲ.相談支援について

(1)生活支援センター

○ 生活支援センター堺あけぼの

1　23年度内に支援した総人数及び総件数

	(A) 新規相談 実人数	(B) 継続相談 実人数	(C)総相談実人数 (A＋B)	(D) 総延べ相談件数	(E) 支給決定前の ケアプラン 作成件数	(F) サービス利用計画 作成費対象者支援 件数
18歳未満						
18歳以上 65歳未満	60		60	1447	1	137
65歳以上	6		6	37		13
不　明	3		3	80		
合　計	69		69	1564	1	150
22年度	87		87	1574	1	230

2　相談者内訳(総実人数)

	本　人	家　族	行政関係	医療関係	福祉関係	教育関係	就労関係	その他	合　計
人　数	15	7	13	3	31	0	0	0	(C)　69

3　相談方法（総延べ相談件数）

	訪問相談	来所相談	電話相談	電子メール・ ファックス 相談
件数	837	34	681	12
合計	(D)　1564			

4　対応方法(総延べ相談件数)

	傾　聴	連絡調整	見守り 確認	情報提供 紹介	同行支援	障害や病状の 理解・啓発	生活技術の 支援	個別支援 会議	その他
件数	173	744	131	66	99	5	94	83	169
合計	(D)　1564								

5　対応曜日、対応時間帯及び対応時間(総延べ相談件数)

	対応曜日		対応時間帯				対応時間			
	平　日	土・ 日祝	早朝 (5～9)	日中 (9～18)	夜間 (18～22)	深夜 (22～5)	30分 未満	60分 未満	120分 未満	120分 以上
件数	1535	29	193	1315	56	0	292	602	286	384
合計	(D)　1564		(D)　1564				(D)　1564			

6 相談支援の内訳

主たる障害種別		総実人数			主たる相談支援の内容（総延べ相談件数）														
		新規（A）	継続（B）	総数（C）（A＋B）	①福祉サービスの利用	②地域移行	③健康医療	④家族関係・人間関係		⑤日常生活			⑥家計・経済	⑦保育・教育	⑧就労	⑨社会参加・余暇活動	⑩権利擁護	⑪その他	小計	（再掲）ピア
					福祉サービス社会復帰	地域移行	健康・医療	家族関係	人間関係	障害や病状の理解	不安の解消・情緒の安定	生活技術の向上	家計・経済	保育・教育	就労	社会参加	権利擁護	その他		
身体障害	視覚障害	4		4	14	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	17	
	聴覚障害	1		1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	肢体障害	32		32	463	0	65	9	13	0	19	30	30	0	2	2	0	124	757	
	内部障害	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	音声・言語	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知的障害		16		16	200	0	19	5	1	0	8	17	27	0	1	0	15	57	350	
精神障害		9		9	114	0	36	2	0	1	7	5	47	0	0	0	21	37	270	
発達障害		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高次脳機能障害		6		6	56	0	22	1	1	0	16	9	17	0	0	0	7	28	157	
重症心身障害		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他（不明も含む。）		1		1	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	3	11	
（再掲）重複障害		18		18	149	0	32	5	1	0	5	6	36	0	0	0	11	57	302	
合計		(A) 69	(B)	(C) 69	851	0	143	17	16	1	51	66	121	0	3	2	43	250	1564	
					総延べ相談件数													(1564)		

注意

1 重複障害者については、主たる障害区分にカウント後、再掲載すること。（各

2 主たる相談支援の内容（①～⑪）について、当てはまる項目をカウントすること。

3 「総延べ相談件数（D）」の（　）は、ピア（再掲）の合計。

4 「ピア」とは、ピアカウンセリング（障害当事者による相談）をいう。

7　その他の取り組み

【独居障害者交流会「たんぽぽ」活動報告】

「たんぽぽ」は独居やそれに近い形で生活している人たちが仲間を作り、生活上の様々な悩みを共有することが目的の交流会です。現在登録メンバーは８名。参加者の年齢層、障害種別は様々です。通院や体調不良、仕事などメンバー様々な事情があり、毎回全員が参加できるわけではありませんが、同じ思いを共有する仲間として、それぞれが配慮をしながら活動しました。

本年度は年間を通して、月一回食事会を開催しました。

☆活動の特徴

〇毎月の活動は第１水曜日です。基本的活動は昼食を摂りながらの交流会です。メンバー同士が自由に話し合いますが、福祉サービスのこと、病院のことなど特にメンバーの中で悩みや話し合ってほしいことがある時には、テーマを設定したこともありました。

〇メンバーのリクエストにより、講師を招く(年賀状作り等)ことも行いました。

〇活動には当センター所属のピアカウンセラー(肢体障害)も参加しています。話の中で生活経験を披露することや悩みを共有しあうことで、ピアカウンセリングに近い役割を果たしています。またピアカウンセラー以外の参加者同士の話の中でも、それぞれの生活の工夫やこころの持ち方など、似た効果が表れていました。

〇毎回ボランティアさんが参加してくれ、必要な方の手助けをしてくれます。「支援者」というより仲間の一員という感じで参加して頂きました。

〇参加者の多くは中途障害者です。中途障害者は活動の場が非常に少なく、また自身の障害を受け入れることができない、福祉制度になじまないといった理由で孤立して生活を送られている場合もあります。当グループに参加され、他の福祉制度につながった方もおられます。

〇介護者や送迎に限りがあるため、重度障害のある方の参加が制限される（特に新規のメンバーの受け入れが困難）といったことも出てきていました。重度障害のある方にとって、送迎、介護等は社会参加に不可欠であり、それを保障しなければ月一回の食事会でさえ参加することが難しい実態があります。

＊堺市障害者（児）相談支援事業の委託終了に伴い、たんぽぽの会は平成 24 年 3 月で終了しました。

○地域生活支援センターフィットウェル

1　23年度内に支援した総人数及び総件数

	(A) 新規相談 実人数	(B) 継続相談 実人数	(C)総相談実人数 (A＋B)	(D) 総延べ相談件数	(E) 支給決定前の ケアプラン 作成件数	(F) サービス利用計画 作成費対象者支援 件数
18歳未満	12		12	246		
18歳以上 65歳未満	132		132	3767		2249
65歳以上	2		2	63		90
不　明	2		2	38		
合　計	148		148	4114		2339
22年度	140		140	3816		1576

2　相談者内訳(総実人数)

	本　人	家　族	行政関係	医療関係	福祉関係	教育関係	就労関係	その他	合　計
人　数	42	32	40	1	22	5	4	2	(C)　148

3　相談方法（総延べ相談件数）

	訪問相談	来所相談	電話相談	電子メール・ ファックス 相談
件数	1543	164	2300	107
合計			(D)	4114

4　対応方法(総延べ相談件数)

	傾　聴	連絡調整	見守り 確認	情報提供 紹介	同行支援	障害や病状の 理解・啓発	生活技術の 支援	個別支援 会議	その他
件数	1391	1607	177	98	237	3	320	99	182
合計						(D)		4114	

5　対応曜日、対応時間帯及び対応時間(総延べ相談件数)

	対応曜日		対応時間帯				対応時間			
	平　日	土・ 日祝	早朝 (5～9)	日中 (9～18)	夜間 (18～22)	深夜 (22～5)	30分 未満	60分 未満	120分 未満	120分 以上
件数	3620	494	282	3379	436	17	2827	580	417	290
合計	(D)		(D)		4114		(D)		4114	

6 相談支援の内訳

主たる障害種別		総実人数			主たる相談支援の内容（総延べ相談件数）															
		新規（A）	継続（B）	総数（C）（A＋B）	①福祉サービスの利用	②地域移行	③健康医療	④家族関係・人間関係		⑤日常生活			⑥家計・経済	⑦保育・教育	⑧就労	⑨社会参加・余暇活動	⑩権利擁護	⑪その他	小計	（再掲）ピア
					福祉サービス社会復帰	地域移行	健康・医療	家族関係	人間関係	障害や病状の理解	不安の解消・情緒の安定	生活技術の向上	家計・経済	保育・教育	就労	社会参加	権利擁護	その他		
身体障害	視覚障害	1		1	1			15			3							3	22	
	聴覚障害	2		2	3		9	13				3	2					21	51	
	肢体障害	3		3	9						3							12	24	
	内部障害	2		2	6			6	1		2					3		10	28	1
	音声・言語																			
知的障害		117		117	359	24	114	294	6		611	174	275	17	145	79	23	1101	3222	1
精神障害		18		18	38	4	6	76	1		274	30	13			47		199	688	
発達障害		2		2	1			6			4	1			8			26	46	
高次脳機能障害		1		1	1						18							5	24	
重症心身障害		1		1				1			1							5	7	
その他（不明も含む）		1		1														2	2	
（再掲）重複障害		35		35	85	23	18	155	2		376	32	22	6	28	50		444	1241	
合計		(A) 148	(B)	(C) 148	418	28	129	411	8		916	208	290	17	153	129	23	1384	4114	2
					総延べ相談件数													(4114)		

注意

1 重複障害者については、主たる障害区分にカウント後、再掲載すること。（合計のカウントには含まない。）

2 主たる相談支援の内容（①～⑪）について、当てはまる項目をカウントすること。

3 「総延べ相談件数（D）」の（　　）は、ピア（再掲）の合計。

4 「ピア」とは、ピアカウンセリング（障害当事者による相談）をいう。

7　その他の取り組み

①　本人活動グループ「さくら会」活動報告

さくら会は平成15年1月からスタートしました。主に就職している知的障害の方を対象に活動しており、現在は20名のメンバーで活動しています。今年度の活動状況は以下の通りです。

活動内容

4月	大泉緑地（バーベキュー）	15名
5月	ひらかたパーク	14名
6月	カラオケ（雨のため）	13名
7月	一泊旅行話し合い・ボウリング	14名
8月	昨年度の旅行のビデオ鑑賞	13名
9月	上方温泉一休	15名
10月	一泊旅行（長島スパーランド・なばなの里）	15名
11月	昼食バイキングと旅行のビデオ鑑賞	14名
12月	奈良公園・東大寺	13名
1月	学習会「みんなで聞こう！携帯のあれこれ！」・新年会	20名
2月	調理（オムライスなど）・来年度の話し合い	14名
3月	就職者の会・さくら会交流会（ボウリング）	15名

活動の特徴

〇毎月の活動は第2日曜日とし、実施のための話し合い（実行委員会）を第3日曜日に行いました。支援者はあくまでメンバーのサポート役として、できる限り自分たちで話し合い、日程や費用、当日の役割分担などを決めてもらっています。全員が主体的に参加するため毎月の係りを担い活動しています。

〇毎年1月には学習会を開いています。メンバーからの提案で今年は携帯ショップの定員さんを招いて「みんなで聞こう！携帯のあれこれ！」と題して携帯電話を使う上でのマナーや犯罪、スマートフォンの難しさや便利さなどについて情報提供していただき、身近にある携帯電話についてみんなで考える機会となりました。

〇毎年1回、支援センターしらさぎ「就職者の会」との交流会を実施しています。今年度は就職者の会企画でボウリングをして、交流を深めました。

〇メンバーより記事を集め、さくら会通信を発行しています。活動を振り返る、自分をアピールする場になるとともに情報提供の場にもなっています。

〇本人活動は余暇を充実させるだけではなく、就労への意欲につながるといった効果があります。また、友人関係が広がったり、お互いの情報交換の場にもなります。知的障害においてはこういったグループ活動がピアカウンセリングの場になっています。

〇生活支援センターがグループを支援していることによって、個々に課題が発生したときには個別支援につないでいくことができます。就労面で問題を抱えたときに就労支援機関と協力したり、自立生活を希望する人に対して支援を行うなどしています。

② 余暇活動グループ「ミカンの会」活動報告

ミカンの会は平成15年11月よりスタートしました。当初は、作業所通所者を中心としながら在宅で過ごしている利用者も対象とし、利用期間を１年と定め、月１回の余暇活動を提供してきました。平成20年度からは、主に知的障害のある在宅で社会参加が難しい方・作業所を利用している単身生活の方を中心に活動しており、現在は9名のメンバーが活動しています。

活動内容

４月	カラオケ（雨のため）	８名
５月	大阪科学技術館	６名
６月	水道記念館	６名
７月	調理（サラダうどん）・万華鏡づくり	７名
８月	ほの字の里	８名
９月	みさき公園	７名
１０月	ラウンドワン（雨のため）	６名
１１月	梅小路機関車館	６名
１２月	調理（カレーなど）・年賀状づくり	６名
１月	海遊館・天保山マーケットプレイス	５名
２月	橿原昆虫館	６名
３月	カラオケ（雨のため）	５名

活動の特徴

〇ガイドヘルパーと参加される方もいますが、単独での公共交通機関の利用が難しいため、一人一人自宅までの送迎を行っています。移動の手段は車が中心ですが、電車を利用する際は車・電車のグループに別れ、個々に配慮した体制を整えています。

〇毎月の活動は第４土曜日とし、行きたい場所をメンバーから聞き取りながら支援者で企画しています。案内文や当日の予定などは前もって自宅を訪問し、直接説明することで本人へのわかりやすさに配慮しています。

〇小集団でのコミュニケーションの経験を積むことで、他者と関わり、社会参加していく自信につながっています。少人数で活動することで、個別のニーズに答えつつ、集団の活動に慣れていくことができます。

〇活動での活き活きとした姿を家族に情報提供していくことで、家族も今まで気づかなかった本人のいいところに目をむけ、家族が福祉サービス利用に前向きになるという効果があります。

〇サービス利用に抵抗がある方でも、メンバーの話を聞き利用に至るなどピアカウンセリングの場にもなっています。今年度も在宅生活からミカンの会を経て作業所の利用へ至った方もいらっしゃいます。

○サポートセンターいんくる

１ 23年度内に支援した総人数及び総件数

	(A) 新規相談 実人数	(B) 継続相談 実人数	(C) 総相談実人数 (A＋B)	(D) 総延べ相談件数	(E) 支給決定前の ケアプラン 作成件数	(F) サービス利用計画 作成費対象者支援 件数
18歳未満						
18歳以上 65歳未満	12	156	168	1073		
65歳以上						
不　明	15	273	288	2342		
合　計	27	429	456	3415		
22年度	79	265	344	3328		

２ 相談者内訳（総実人数）

	本　人	家　族	行政関係	医療関係	福祉関係	教育関係	就労関係	その他	合　計
人　数	304	13	107	12	16		3	1	(C)　456

３ 相談方法（総延べ相談件数）

	訪問相談	来所相談	電話相談	電子メール・ ファックス 相談
件　数	137	368	2828	82
合　計			(D)	3415

４ 対応方法（総延べ相談件数）

	傾　聴	連絡調整	見守り・確認	情報提供・ 紹介	同行支援	障害や病状の 理解・啓発	生活技術の 支援	個別支援 会議	その他
件　数	2281	666	38	234	28		142	17	9
合　計						(D)		3415	

５ 対応曜日、対応時間帯及び対応時間（総延べ相談件数）

	対応曜日		対応時間帯				対応時間			
	平　日	土・ 日祝	早朝 (5～9)	日中 (9～18)	夜間 (18～22)	深夜 (22～5)	30分 未満	60分 未満	120分 未満	120分 以上
件数	2786	629	41	3315	37	22	3041	289	57	28
合計	(D)　3415		(D)　3415				(D)　3415			

6 相談支援の内訳

主たる障害種別		総実人数			主たる相談支援の内容（総延べ相談件数）														
		新規（A）	継続（B）	総数（C）（A＋B）	①福祉サービスの利用	②地域移行	③健康・医療	④家族関係・人間関係		⑤日常生活			⑥家計・経済	⑦保育・教育	⑧就労	⑨社会参加・余暇活動	⑩権利擁護	⑪その他	小計	（再掲）ピア
					福祉サービス社会復帰	地域移行	健康・医療	家族関係	人間関係	障害や病状の理解	不安の解消・情緒の安定	生活技術の向上	家計・経済	保育・教育	就労	社会参加	権利擁護	その他		
身体障害	視覚障害																		0	
	聴覚障害																		0	
	肢体障害		1	1									1						1	
	内部障害																		0	
	音声・言語																		0	
知的障害			15	15	3						34	1	1					32	71	
精神障害		22	355	377	193		4	51	6		2172	24	123		2		7	580	3162	
発達障害		1	8	9	2			1	2		9								14	
高次脳機能障害			1	1	1						1							3	5	
重症心身障害																			0	
その他（不明も含む。）		4	49	53	37			4			57				1			63	162	
（再掲）重複障害		2	18	20	6				1		27	2			1			10	47	
合計		(A) 27	(B) 429	(C) 456	236		4	56	8		2273	25	125		3		7	678	3415	
					延べ相談件数													（ 3415 ）		

注意

1 重複障害者については、主たる障害区分にカウント後、再掲載すること。（合計のカ

2 主たる相談支援の内容（①～⑪）について、当てはまる項目をカウントすること。

3 「総延べ相談件数（D）」の（　）は、ピア（再掲）の合計。

4 「ピア」とは、ピアカウンセリング（障害当事者による相談）をいう。

（2） 保健センター

1. 相談者数

	新規総数			相談者延数（訪問除く）
		新規C	年度新規	
平成22年度	810	168	642	7,557
平成23年度	571	137	434	5,461

2. 相談形式（延件数）

	相談者延数			
		定例精神相談	所内相談	※電話相談
平成22年度	7,557	62	1,810	5,685
平成23年度	5,461	12	712	4,737

※電話相談は記録に残したもののみ記入

3. 問題種別(新規・継続含む)

	総数	認知症	その他	アルコール	薬物	統合失調症等	気分障害等	神経症ストレス疾患等	摂食障害	その他	人格障害等	知的障害等	発達障害等	児童期の精神障害	てんかん	診断留保	その他	再掲			
																		ひきこもり	高次脳機能障害	思春期	自殺
		FO		F1		F2	F3	F4	F5		F6	F7	F8	F9	G40						
平成23年度	5788	37	83	226	84	1976	847	618	2	0	681	375	463	4	36	336	20	57	26	2	1

4. 新規相談者紹介経路(実人員)

	新規	広報	医療機関	行政機関	支援センター	警察	一般市民	その他
平成23年度	137	53	21	39	1	9	6	8

5. 被相談者数（新規・継続含む）

	総数	本人	家族	関係機関					
				医療機関	行政機関	支援センター	警察	教育	その他
平成23年度	7,027	3,724	1,319	710	518	467	45	5	239

6. 相談内容(新規・継続含む)

	総数	医療	社会復帰	心の健康	その他	再掲
						処遇困難事例
平成23年度	6,864	3,216	2,406	1,095	147	83

7. 相談形式(新規・継続含む)

	総数	面接		電話		カンファ等		メール	訪問	
		総数	再掲 定例相談	総数	再掲 定例相談	総数	再掲 定例相談	総数	総数	再掲 定例相談
平成23年度	6,913	682	12	4,737	0	42	0	0	1,452	16

8. 訪問

(1)訪問先別件数(新規・継続含む)

	家庭	医療機関	教育	職場	行政機関	支援センター	警察	その他
平成23年度	765	403	0	0	49	160	22	24

(2)訪問同伴者(新規・継続含む)

	医師	保健師	行政機関	支援センター	警察	その他
平成23年度	7	7	48	37	0	18

9. 精神保健福祉法に基づく処理件数

	総数	義務保護者の代行 法21条	診療及び保護申請 法23条	警察官等の通報 法24条	
					うち緊急措置診療対応分
平成22年度	60	26	0	21	3
平成23年度	46	20	0	23	3

10. 社会復帰相談指導事業(断酒

	開催回数	参加延人数
平成22年度	47	1,967
平成23年度	51	1,668

（3）地域福祉課

1. 23 年度知的障害者相談等件数（電話、窓口対応を除く）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	22年度
訪問相談		21	23	24	26	21	28	22	23	29	23	18	30	288	350
内訳	療育手帳新規	3	5	4	8	1	4	2	2	7	0	1	5	42	25
	療育手帳更新	11	9	13	12	13	15	12	12	13	14	9	16	149	147
	その他相談	7	9	7	6	7	9	8	9	9	9	8	9	97	178
ケースカンファレンス		4	6	7	7	5	7	8	5	6	4	5	7	71	86
会議（研修含＊1）		5	8	7	5	5	5	5	6	5	6	7	6	70	70
計		30	37	38	38	31	40	35	34	40	33	30	43	429	506

＊1　主な会議　　南区障害者自立支援協議会
南区障害者自立支援協議会運営会議
高等支援学校進路関係会議
ギャラリーみなみかぜ運営会議
地域移行推進員会議

2. 23年度介護給付等申請件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	22年度
介護給付等	新規	14	22	22	22	20	8	15	21	29	22	13	79	287	267
	変更	33	24	19	34	17	17	20	22	21	41	30	36	314	212
	更新	68	65	66	64	97	84	66	72	154	86	82	82	986	831
	小計	115	111	107	120	134	109	101	115	204	149	125	197	1587	1310
地域生活支援	新規	19	10	12	12	10	14	5	5	2	8	5	10	112	160
	変更	4	9	3	3	3	0	3	1	4	1	3	3	37	32
	更新	67	81	68	68	88	86	71	84	136	57	84	67	957	879
	小計	90	100	83	83	101	100	79	90	142	66	92	80	1106	1071
合計		205	211	190	203	235	209	180	205	346	215	217	277	2693	2381

＊24年4月より介護給付等に計画相談支援給付が追加されるため、3月よりその分の申請が増加。

3. 成年後見市長申立て

成年後見市長申立て相談件数：0件（裁判所への申立て1件）

成年後見制度利用支援給付金交付件数：2件

Ⅳ．23年度の主な活動

（1）南区障害者自立支援協議会の中から

南区障害者自立支援協議会（以下「区協議会」）では、地域のネットワークを拡げる目的で、ほぼ毎回ゲストの方に事例提供をしていただき、具体事例から課題に気づきその解決策を関係機関で協議することを基本にしている。平成 22 年度より、区協議会の活性化を目的に、後半はグループ討議を行ってきた。

23 年度は今まで協議会の中で出てきた課題をもとに、「地域で生活しやすい環境を作るためにどのような社会資源が必要なのか」をテーマに話し合った。それぞれの立ち位置の違いで現状理解のくい違いや意見をまとめていくこと難しさを実感した。区協議会の事業には「市協議会への報告、提案に関すること」がある。その提案の仕方について責任ある提案をするためには、区協議会でも十分に議論し資料も用意してと考え取組んだが、未完成のまま時間切れとなってしまった。継続的な検討が必要であると感じているので次年度に引継ぎたい。グループ討議のまとめは①を参照。

次に情報公開に関しては、平成 20 年 12 月から南区のホームページの「各課のお知らせ」に開催予定を公開し、傍聴が可能であることを広報してきた。22 年度には地域福祉課のホームページを開設し区の協議会のページをもうけている。23 年度の傍聴希望者はいなかった。（②参照）

そして、研修会の開催である。20 年度から 22 年度まで触法障害者をテーマにして、協議会委員以外にも呼びかけ講演会形式の研修会を開催してきた。しかし、区の役割として講演会の開催がふさわしいのかという意見もあり、23 年度は定例の協議会の中で、砂川厚生福祉センター（つばさ）の方をお招きし、反社会的行動のある障害者への支援について理解を深めた。

また、障害者支援に関わる方に、協議会で拡げてきたネットワークを共有していただき、それぞれの支援で活用してもらおうと、23 年度から「南区障害者自立支援協議会研修会～南区の障害者支援ネットワークを知ろう～」を開催した。（③参照）

① 南区地域福祉課ホームページに記載した内容

南区障害者自立支援協議会のお知らせ

〇障害があっても、自分らしくいきいきと暮らせる堺市を創るために、さまざまな立場、分野の人たちがネットワークを作っていく場として、平成19年3月に堺市障害者自立支援協議会と各区障害者自立支援協議会ははじまりました。
リンク→http://sakai-j.net/

〇南区障害者自立支援協議会も4年を経過し、区域の様々な関係機関に参加していただきネットワークは拡がりつつあります。過去2年間の開催内容は下記のとおりです。
PDF：平成21年度南区障害者自立支援協議会開催一覧
PDF：平成22年度南区障害者自立支援協議会開催一覧

〇23年度の予定
23年度も支援からもれる障害者の方をひとりでも少なくするために、拡がりつつあるネットワークをさらに有効な連携ができるように関わりを深めていきます。
PDF：平成23年度南区障害者自立支援協議会開催予定一覧

〇メンバーは次のとおりです。
障害者（児）生活支援センター・地域福祉課・子育て支援室・保健センター
子ども相談所・障害者更生相談所・こころの健康センター・発達障害者支援センター
堺市社会福祉協議会南区事務所・南地域包括支援センター・ギャラリーみなみかぜ
その他テーマに応じた関係者

○ 南区障害者自立支援協議会は傍聴することができます。
ご希望の方はご相談ください。
サポートセンターいんくる ℡ 205－8692／地域福祉課 （下記問合せ先）

なお、公開することによって個人の権利利益を害するおそれがあると認められるときなど、内容によっては傍聴をお断りする場合もあることをご了承ください。

問い合わせ： 南区地域福祉課 ℡ 290－1812

② 研修会

日時：平成 23 年 5 月 11日（水）15時30分～17時30分
場所：南区役所　203会議室
参加者数：42名（南区障害者自立支援協議会メンバー含む）
目的：支援者への啓発。
　　南区の障害者支援に関わる主に新任者に対して、現在の障害者支援ネットワークの現状を伝え、それぞれの支援で活用してもらう。
内容：南区障害者自立支援協議会研修会　～南区の障害者支援ネットワークを知ろう～
・南区障害者自立支援協議会及び「ライフステージ別相談機関冊子」の概要説明
・各機関の紹介
　① 地域の相談機関（南区保健センター、地域福祉課、子育て支援室、地域包括支援センター、生活支援センター（いんくる、フィットウェル、堺あけぼの）
　② 専門機関等（更生相談所、こころの健康センター、発達障害者支援センター、ギャラリーみなみかぜ、社会福祉協議会南区事務所）

〇アンケート集計（有効回答数25）
1-1　所属機関
・行政機関（地域包括、社会福祉協議会も含む）（10）・ギャラリーみなみかぜ（8）
・入所施設（2）・学校（2）

1-2　経験年数
・1年未満（10）・1～5年（3）・6～10年（3）・10年以上（4）

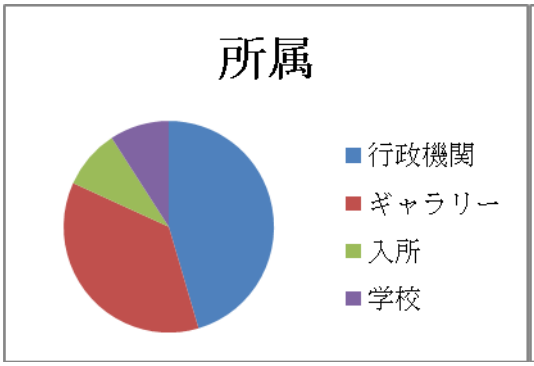

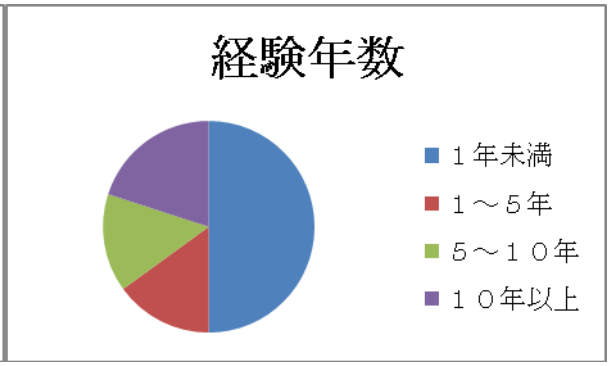

2　南区障害者ネットワークについて、理解できましたか
・理解出来た（12）・少し理解できた（11）・わかりにくい（1）・理解できない（0）

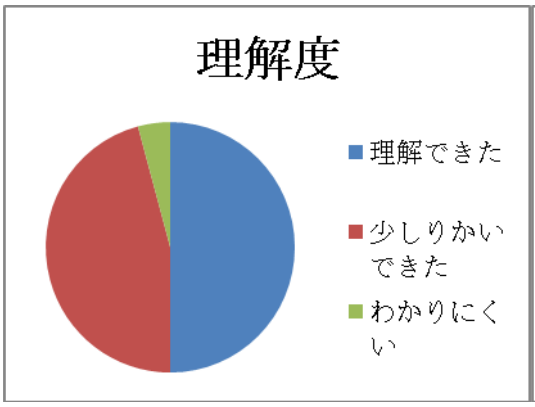

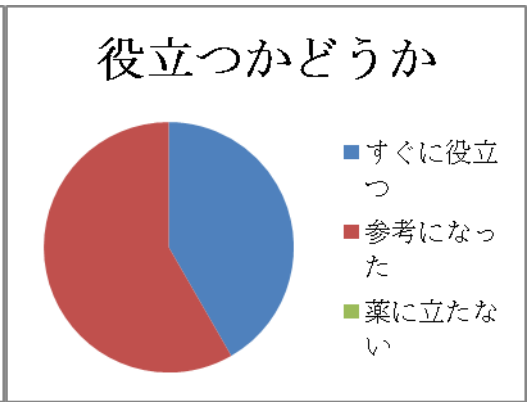

3この研修会は業務に役に立ちそうですか

・すぐに役に立ちそう（10）・すぐに役には立たないが参考になった（14）

・役に立たない（0）

4　研修会についての意見を聞かせてください（複数回答）

・今回のように多くの機関の機能や役割を知りたい（11）

・事例を通した支援の内容を知りたい（12）

・その他

南区のネットワークや連携を知ることができたので、良かった

普段聞くことのできない機関の話がきけた

機関の業務や考えを発表する機会を設けてほしい

時間的に厳しいが、各事業所の特徴、強み等をもっと知りたい

5　この研修会に関する意見やもっと詳しく知りたいこと等

・入所施設について、情報を詳しく知りたい

・それぞれの機関の具体的な活用方法について

・作業所との情報交換の場、もっと具体的な情報をもらえる場がほしい

・幅広い範囲で研修会を開催してほしい

・ライフステージ別相談支援リーフレットが分かりやすかった。もっと普及させてほしい。

・実際連携により、どのような成果があがっているか等、事例で知りたい

・どのようなネットワークがあるか（みんなで支援していこうという姿勢）、とてもよくわかった。

・たとえばどのようなネットワークが南区で求められているか等、何か一つにテーマを絞った研修（たとえば事例等）。関係機関で深めていきたい。

・もっと時間がほしかった　・少し多すぎた

・南区以外の市全体のことも知りたかった

・すべてがつながっていることがよくわかった。第2回目希望。

③　グループ討議まとめ

〇ネットワークグループ

当事者が地域で生活しやすい環境を作るために、何が必要なのか、どんな社会資源が必要なのかをテーマに意見を出し合った。いろんな意見がでたが、「お金がかかる社会資源」と「お金を使わない社会資源」に大別し以下にまとめた。

（１）お金がかかる社会資源

・相談支援を行うなかで、社会資源の不足を感じる支援者は多い。ショートステイ、通所施設、住居、高齢化する親子に対しての社会資源、制度の狭間に陥らないための社会資源の必要性を強く感じている。

・社会資源がなかったために、支援につなぐことが出来なかったケースを把握する必要がある。そのためには、何がどの程度不足しているかを実態に即して数値化し、地域状況を把握する必要がある。

・「ショートステイが使いにくい。」との意見について、必要なときに利用できなかったのはどのような状況かを検証してはどうかという意見も出された。
現状では、ショートステイを利用するときは、個別に施設へ依頼をするか区役所へ調整を依頼している。個別に施設へ依頼をかけても満床で断られる等、必要な時に利用できないことがよくある。しかし一方では空いているショートステイもあり、**空き情報を把握するシステム**がないため資源を活用しきれていないのではないかという意見もあった。

（２）お金を使わない社会資源

・当事者が制度の狭間に陥らないためにも、相談できる場所を知ってもらう必要がある。
対応案：23 年度に啓発グループで開発した『ライフステージ別相談』のリーフレットを一般向けに手直しし、地域に配布することで、相談機関の周知を行う。

・地域には当事者が生活しており、「障がい」のことを正しく理解されずに、当事者が生活のしづらさを感じ、一人で悩んだり、家族だけで抱え込んだりしていることがある。実際に当事者に会い、当事者を知ってもらい理解してもらえれば、生活しやすくなるのではないか。
対応案：交流する場（機会）を作る。

（３）まとめ

お金ががかる社会資源については、地域状況を把握するために社会資源の現状を数値化する必要がある。そのため数値化する社会資源（課題）について検討し、不足している社会資源を明らかにすることでフォーマルな社会資源の開拓につなげていけたらと考える。

また、お金を使わない資源については、当事者のことを『知ってもらう』がキーワード。「何を」「誰に」知ってもらうかなどを検討し、　インフォーマルな社会資源の開拓につなげていきたい。

○啓発グループ

南区の地域特性として知的障害者の入所施設や婦人保護施設などの施設があることから、地域移行する方の生活課題について、今までの事例検討を通して課題を話し合った。

（１）検討内容

・地域移行する際、施設入所者や長期入院の方が、地域の生活を体験できるような資源がない。現存の制度として、単身生活の体験については障害者（児）支援センター連絡協議会が委託を受けている居住サポート事業（対象者は限定）で担える部分はある。しかし、グループホームの体験利用については入居を前提としての利用がほとんどである。マンションなどを活用した自立生活訓練事業があるが、どのように活用されているか不明なところもあり、現在自活訓練事業を行っている堺市内 2 箇所の事業所（知的障害者向け・身体障害者向け）に状況を聞き取りし、現状の自活訓練について情報共有した。

・また、学生時代や、どのライフステージでも「そういえば、なんか体験したなぁ」と頭の片隅に残るように、1 週間ほど連続して利用できるグループホームの体験利用があれば、自分の生活の場について考えるときに選択肢の一つになるのではないかと考えるが、その様な利用ができる制度にはなっていない。

（２）まとめ

障害者自立支援法の一部改正などがあり、今後自活訓練の形も変わっていく予定である。今回の話し合いでは、今までの事例から課題について話し合い共通認識を持てたことを到達点とし、来年度に引き継ぐ。

（2）南パラバルーン会議（障がい分野）

日　程：平成 24 年 2 月 9 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分
場　所：南区役所　201,202 会議室
テーマ：「障害者が住み慣れた地域で生き活きと暮らせるために」
～障害者への就労支援～

○　参加者数
民生委員児童委員 38 人　関係機関　25 人　合計　63 人

○　内容
（1）　報告
・大阪府立泉北高等支援学校からの報告
・就労支援施設からの報告
・障害者就業・生活支援センター（EMALIS 堺）の就労支援について
・施設見学者の感想
（2）「ギャラリーみなみかぜ」のパネル展示と試食
（3）　グループ交流
5 グループに分かれてグループ交流
（4）　グループ発表

○　評価
今年は「就労」をテーマに 3 機関から報告してもらった。障害者の就労支援について始めて知ったという声も多数聞かれたが、障害があってもなくても同じように生活しているということを理解していただけた。特に南区内にある機関と言うことで関心を持っていただけたようである。短時間の説明であったので十分な理解とは言えないが今後継続的に報告をすることによって理解を深めていきたいと考えている。
また、民生委員児童委員の障害福祉委員長は 3 年計画で障害福祉委員全員の施設見学を行い「障害者の実態を知る」ことを目標にしているが、昨年度に引き続き施設見学を、パラバルーン会議の前に実施し 40 人の参加があった。アンケートでも施設見学の希望者は多く関心の高さがうかがえる。
ただ、民生委員児童委員の経験年数等に幅があり、障害者支援の経験や理解もさまざまである。経験のない方の中には「障害者＝施設」と認識されている方や親待った障害の理解をされている方もおられ、繰り返し正しい情報提供をしていくことの必要性を感じた。

〇南パラバルーン会議（障害分野）アンケート集計

民生委員児童委員参加者数　３８人　　＊参加者総数　６３人
回収数　３３枚
回収率　８６．８％

１．　一番印象に残ったこと

・一般の方の就労でも大変苦しい時にサポーターや支援がいろいろできているので少しビックリしてしまいました。クッキー、みたらし、わらびもち大変うれしかったです。ありがとうございました。
・障害者就業があること始めて知りました。
・障害者の就労の大変さがわかった。でも、就労に関して、定着までの支援があるのを聞いて少し安心した。
・色々と食べさせて頂きありがとうございました。
・もっと身近なものと考えなければならないと思った。
・障害者について無知であることを感じた。また各事業所や施設に関わる方々は大変であると思う。
・以下に報告を聞いて感じた事、思い浮かんだことを記します。

① 私達民生児童委員と今日の報告内容の就労支援とはどう関わりを持つのでしょうか？
② 障害者と一言で言いますが、障害の程度は個人個人で様々ですから、今お話頂いた内容は本当に大変な事をしているんだ、大事なことなのだと思いました。
③ しかし、就労となると（特に民間企業への就労となると）そんなに生易しくはない。実際面ではそのギャップは大きいと思う。

・堺市障害者就業・生活支援センターの存在をあまり知らなかったのでとても勉強になった。
・行政側がもう少し情報を提供してほしいと思います。
・堺市障害者就業・生活支援センターの事を知りませんでした。レインボーの会（御池台の障害者の保護者の会）の方に早速話してあげたいと思いました。
・高等支援学校の先生（増田先生）の話は勉強不足でこの学校の存在を知らなかったので、印象に残りました。障害を持つ学生には心強いと思いました。
・発達障害者支援センターの存在を知ったこと
・障害者について理解が深まった。
・障害者就業・生活支援センターのある事を知り目からうろこです。１人でも多くの人が利用することを進めます。
・南区には福祉事業が多いです。

・障害者就業・生活支援センターの存在、内容等の説明を聞くことができて良かった。
・保護者の高齢化で障害者さんの利用度が不安
・障害者がたった一人になった時は他府県の支援センターに送られるとの事（まま）、なんとか今住んでいる県内で受けられるようになれば幸いだが…
・少し聞き取りにくかったので間違っているかもしれないが、障害者の将来のために就労支援が大切な問題であることが分かった。
・堺市障害者就業・生活支援センターの存在を知らなかった事
・就労について以後の状況把握、生活状況、相談等の取り組み方
・泉北高等支援学校について報告
・障害者の高齢化、保護者の高齢化が大問題だと思った。大阪に施設が少ないことも問題だ。
・障害者の人が就職支援を受けて自立していることを知りました。
・森嶋直子さんの話が印象的で“子どもの時からふつうに”が心に残った。
・発達障害について、もっと知りたいと思いました。私達以外に一般の人達にも知ってもらいたい。
・障害者の就労について、支援体制がととのっている事、地域での支援にいかしていきたいと思った。
・民生児童委員さんとのグループ交流会すべてについて良かったです。

２．　民生委員として障害分野について知りたいこと、学びたいこと

・本当に基本になるのですが、等級等本人さんや家族の方にお聞きするのですが、障害の度合いが理解できなくて何ができて何ができないかどういったお手伝いが必要なのか一見しただけでは知的障害かどうかもわからない人がいらっしゃいます。何か資料があれば教えていただきたいと思います。
・障害者と民生委員として地域の中でどのような関わりができるのか。その情報等は？
・障害を持つ人たちが地域にどのようにいるかの情報が少ない。お互いにもっと情報を共有することが必要なのではないでしょうか？東日本大震災がありました。南区では福祉避難所はどうなっているのでしょうか？
・地域で障害をお持ちの方の存在がわかりにくく困っている。どういうふうに取り組めばよいか勉強したい。
・障害をお持ちの方のご家族の方が地域で（民生委員）に望むことがあれば知りたいです。
・障害福祉部会に入りながらあまり直接障害者の方とかかわったことがないので一からの勉強と思っています。
・精神障害者はどのような日々を過ごしているのでしょうか。又、パニックが出たときどうまわりの人々は対処したらよいのでしょうか。

・民生委員に対して情報開示を
・障害と言う言葉をよく理解し常に接していく様心がけて行きたい。
・声かけ、絆、思いやりがたいせつな事が分かりました。
・知的障害者の特性、また精神障害者においては知的障害者の方よりも多種多様な症状があると思いますので、それらの障害にかかる知識を学びたいと思います。
・子どもの支援について学びたい。災害時弱者としての対応について知りたい。
・生まれつきと事故等で後日なった障害といろいろちがいがあると思いますが障害を持っている方のお話を聞いてみたいです。分野はちがいますが宜しくおねがいします。
・障害を持ちこまっていてもなかなか外に出られず民生委員が声がかけにくい時もある。施設への進め方、方法を学びたいと思う。
・障害について、本人、家族と話し合いの場をどのようにして作ればいいのかとか、どのように接していくべきかを学べる機会を作ってほしい。
・地域の中で障害者の方の情報がつかみにくい。
・精神障害とうつのことを特別視しないように学ばせてもらいたい。
・まずはあいさつから始めます。手話もふくめて勉強不足を痛感しました。校区で勉強会を開きたいです。

３．　施設見学会について

◆施設見学会への参加希望

	参加したい	参加したくない	無記入
人数	２９人	０人	４人
比率	８８％		１２％

◆見学希望の施設種別（複数回答可）

	校区内にある施設	入所施設	通所施設	無記入
人数	１６人	１２人	９人	６人
比率	３７％	２８％	２１％	１４％

◆具体的な希望
・認知症の方の施設
・グループホーム（認知症）
・参加したいと思いますが、平日は仕事があるので困難。土、日にしていただければ

４．　その他

・できればこのような会議は土、日にしていただけませんか。本日の事は情報が充分でなく結局一日の有給を取ってしまいました。午後だけなら半休で良かったのに。
・災害がおきた時の要援護者として（精神障害）の方の避難所での避難について危機管理の話を聞きたい。

（３）ギャラリーみなみかぜの活動

〇概要

目的	南区市内にある障害者作業所で生産している商品を、南区役所内で展示・販売することで、市民の方々に障害者理解を深めてもらい、作業所活動についてより広く知っていただく
活動開始時期	平成２０年８月８日
加盟施設 （南区内の全ての障害者施設）	ふれあいの里かたくら　堺あけぼの園　アトリエ hana ピュアあすなろ　麦の会第３作業所　みきた作業所　みなみかぜスマイルネット　パルちぬの里　野のちから　でぃあふれんず作業所　もみの木　カトレア作業所　アンビション２２　（ﾊﾟｯｾ）絆あけぼの
活動場所	南区役所ロビー及び玄関前広場
開催日	原則毎月第１金曜日　１０時～１５時（終了後に運営会議）

〇２３年度の実施内容

①南区役所での展示・販売（定期開催　毎月１回）

毎月１回南区役所内で展示販売することで、市民の方々に障害理解を深めてもらう活動をおこない２３年８月で３年目をむかえた。

パネル展示コーナーは障害のある人たちの「働く・暮す・余暇」など南区でともに活動している様子がわかる写真やメッセージを展示している。８月は３周年記念やみみちゃん誕生４周年記念、１月は市民・行政の方と餅つき大会という特別企画を行った。また、四季折々、市民の皆様への感謝の意をこめて、粗品という形で各施設の商品を配布も行った。特別企画等を開催することで自然に子どもや行政、市民、障害者、障害者家族も交流する場となった。今後は毎月の参加が難しい加盟施設とともに連携し、市民の方への啓発に効果的な企画やパネル展示や販売方法を検討していく。

また、堺市社会福祉協議会に登録のボランティアに、毎月３名参加していただき、延べ１３２人になる。障害者への理解やかかわり、社会貢献の機会としてさらに広がったと思われる。定期的に参加していただけるボランティアも増え、さらには地域にもどられてからも活動や注文の呼びかけにもつながり、発展的に展開している。

②ちょっくらわくわくまつり

ギャラリーみなみかぜの加入施設で参加をしたが、宣伝効果としては見直していくことを今後課題とする。一方で、イベントの認知度は年々広がり、地域住民からの期待する声もあった。しかし、今年度は雨天のため開催日が変更となり、客足も伸び悩んだように捉えている。来年度に向けては、プールブー運営会議で区長にも意見をいただいたが、区で開催するふれあいまつりとの併設（来場者数４万人）を共に検討する機会があった。

③南区ふれあいコンサート

「ふれあいコンサート」は「社会福祉法人コスモス　ふれあいの里かたくら」が地域の方に対し日頃の感謝の意を伝える趣旨で始めたものだが、２１年度から堺市南区主催での

開催となったがギャラリーみなみかぜも運営会議に参加し、企画運営に関わった。

23 年度は坂田おさむさんとめぐみさんを迎え平成２４年３月２４日に開催し、約 1850 人が来場した。23 年度はロビーでの啓発のためのパネル展示だけでなく、物品販売も再開した。

④南区ﾊﾟﾗﾊﾞﾙｰﾝ会議への参加

ギャラリーみなみかぜ加盟施設の職員が参加させていただき４年目となる。南区以内の民生委員児童委員方へ対して、毎年テーマに沿って施設紹介や作業所の意義や障害特性について話をさせていただいている。民生委員の方から直接、施設見学の申し入れや地域の民生委員の会議に呼ばれるなどつながりが広がりつつある。23 年度もグループワークの際に、どういうことをすれば協力できるのかというお声かけをいただき、４月から校区民生委員会へ参加を予定しているところもある。

⑤みなみかぜスマイルネット（NPO）に参加

ふるさと雇用再生特別交付金・緊急雇用創出事業である。南区域まちの魅力開拓事業の一環として「みなみかぜスマイルネット（NPO）」が設立した。コンセプトは「障害者が安心して暮らせるまちを目指して」その運営事務局にギャラリーみなみかぜから引き続き参加している。

就労移行事業所連絡会で呼びかけをおこない障害者実習体験も行っている。

来年度はふるさと雇用再生基金事業を継続運営していくことで検討中である。各施設や地域ボランティア、社会福祉協議会とどう連携していくかが課題である。

⑥「ギャラリーみなみかぜ合同研修～複数事業所連携事業」について

年間通じて障害に関する学びや人材育成にかかるテーマで３回合同研修を行った。情報発信は堺市内の施設に向けて行った。参加者はギャラリーみなみかぜ加盟施設以外からも多くの関心をあつめ毎回５０名～６０名の参加で行われた。

平成 23 年８月５日	「ティ―チの学びセカンドステージ」 金井孝明先生
平成 23 年２月３日	「脳性まひを理解する」 藤井健一氏
平成 24 年２月３日	「若年性認知症の理解と支援」 室谷牧子氏

堺市障害者自立支援協議会設置規約

（名称）

第１条　本会は、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　市協議会は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など、障害者福祉の関係者が幅広く参加し、地域での相談に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たすことを目的とする。

（組織）

第３条　市協議会には、各行政区内の相談に関する連携及び体制に関する仕組みについて中核的な役割を果たす区障害者自立支援協議会（以下「区協議会」という。）を設置する。

２　市協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

３　区協議会の運営等に関する事項及び部会の運営等に関する事項については、別に定める。

（事業）

第４条　市協議会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 市全体の障害福祉の関係者による相談に係る連携及び体制の仕組みに関すること

(2) 指定相談支援事業者の適正な運営を確保するための評価に関すること

(3) 福祉サービス利用に係る指定相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること

(4) 困難事例等への対応のあり方に関すること

(5) 区協議会の統括に関すること

(6) その他市全体における障害者の相談支援に関すること

（構成）

第５条　市協議会は、別表に掲げる関係団体及び関係行政機関（以下「構成団体」という。）から選出された者をもって構成する。なお、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年条例第 8 号）の観点から、女性の委員への参画について配慮するものとする。

（役員）

第６条　市協議会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１名

(2) 副会長　１名

（役員の選出及び職務）

第７条　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

２　会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（任期）

第８条　委員（市職員のうちから任命され、又は委嘱された委員を除く。）の任期は、各年度の 2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後も新たに役員が選出されるまで引き続きその職務を行う。

（会議）

第９条　会議は、会長が招集し、議長となる。

２　会議は、第３条に規定する事項について協議する。
３　会長は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
４　市協議会の委員が、協議案件について利害関係があると認められる場合は、当該案件の協議から除斥させることができる。

（事務局）

第１０条　市協議会の事務局は、堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課に置く。ただし、事務の一部を委託することができる。

（委任）

第１１条　この規約に定めるもののほか、市協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規約は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表

堺市
障害福祉サービス事業者
保健・医療関係機関
教育関係機関
雇用関係機関
企業
学識経験者
各区協議会
障害当事者部会
その他協議会が適当と認める者

堺市障害者自立支援協議会　区障害者自立支援協議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成 19 年 3 月 29 日制定。以下「規約」という。）第 3 条に定める区協議会の運営等に関することについて必要な事項を定める。

（区協議会事業）

第２条　区協議会は、次の事業を行う。

(1) 市協議会への報告、提案に関すること
(2) 地域の状況、ニーズ動向の把握に関すること
(3) 困難事例への対応に関すること
(4) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること
(5) その他区域における障害者の相談支援にすること

（構成）

第３条　区協議会は、次の各号に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。

(1) 区障害者基幹相談支援センター
(2) 地域福祉課
(3) 子育て支援室
(4) 保健センター
(5) 子ども相談所
(6) 障害者更生相談所
(7) こころの健康センター
(8) 発達障害者支援センター
(9) その他区協議会が適当と認める者

（役員）

第４条　区協議会に、次の役員を置く。

(1) 代表　　１名

（選出方法及び職務）

第５条　代表は、委員の互選により選出する。

２　代表は、区協議会を代表し、会務を総理する。

（会議）

第６条　会議は、代表が招集し、議長となる。

２　会議は、第２条に規定する事項について協議する。

３　代表は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

４　会議の開催は、原則毎月１回とする。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則

この要領は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

相談窓口	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
南区障害者基幹相談支援センター	南区桃山台１－１－１	295-8166	298-0044	知･身･精
親と子の療育支援センター「おおぞら」	城山台5－1－4	294-7943	298-0216	児
南基幹型包括支援センター	南区桃山台１－１－１	290-1866	290-1886	高齢
指定相談事業所	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
生活支援センター堺あけぼの	南区御池台誤５丁2番6号	294-0294	294-0294	身
地域生活支援センターフィットウェル	南区深阪南119番地ダイヤモンドビル203	242-6605	237-0900	知･児
サポートセンターいんくる	南区桃山台三丁1番12号	205-8692	205-8693	精
コスモスケアプランセンターせんぼく	南区檜尾1382番地6	284-6530	284-6533	知
入所施設支援	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
パル・茅渟の里	釜室995	290-6880	290-6881	知
ピュアあすなろ	稲葉3－1581	260-5570	260-5580	知
生活介護事業所	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
アトリエhana	宮山台3-1-8	297-4878	297-4878	知
でぃあふれんず作業所	宮山台３丁1番２０号	295-7227	295-7228	知
もみの木	岩室1番7	235-7119	235-7079	知
ふれあいの里かたくら	片蔵１６５番地	291-5679	290-5300	知
パル・茅渟の里	釜室995-1	290-6880	290-6881	知
堺あけぼの園	御池台５丁２番６号	292-9002	290-1161	身
絆あけぼの	三原台３丁４０番８号	289-8770	289-8772	身
せんぼく障害者作業所	檜尾１３８２－６	296-4520	297-6439	知
第２せんぼく障害者作業所	檜尾１６番地	297-4944	297-4954	知
ピュアあすなろ	稲葉3丁1581	260-5570	260-5580	知
えーゆーハウス	土佐屋台1321－4	291-0294	291-0295	知
就労移行支援事業所	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
アトリエhana	宮山台3-1-8	297-4878	297-4878	知
パル・茅渟の里	釜室995-1	290-6880	290-6881	知
第２せんぼく障害者作業所	檜尾１６	297-4944	297-4954	知
麦の会第３作業所	晴美台1－30－2　102号	205-9903	205-9903	身
パン工房アンビション晴美台事業所	晴美台１－３０－５	293-3900	293-6500	知
パン工房アンビション三原台事業所	三原台３丁１－１０	293-3955	293-3911	知
就労継続支援Ｂ型事業所	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
でぃあふれんず作業所	宮山台３丁1番２０号	295-7227	295-7228	知
堺あけぼの園	御池台５丁２番６号	292-9002	290-1161	身
せんぼく障害者作業所	檜尾１３８２－６	296-4520	297-6439	知
第２せんぼく障害者作業所	檜尾１６	297-4944	297-4954	知
第２ふれあいの里かたくら	片蔵６５８－１	291-4828	291-4828	知
麦の会第３作業所	晴美台1－30－2　102号	205-9903	205-9903	身
カトレア作業所	檜尾771－2	293-6178	293-6178	知
みきた作業所	別所1480－1	294-7755	294-8522	知
ぱらっぱ	竹城台４－１－３	295-0533	296-8778	精
こころん	新檜尾台3－6－9	296-8777	296-8777	精
パン工房アンビション晴美台事業所	晴美台１－３０－５	293-3900	293-6500	知
パン工房アンビション三原台事業所	三原台３丁１－１０	293-3955	293-3911	知
ＬｉｎＫみいけ	南区御池台３丁1番地5	299-3550	299-3555	知
泉北ハウス	高倉台３丁２番１０号	296-8877	296-8882	精
自立訓練（生活）	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
ふれあいの里かたくら	片蔵１６５番地	291-5679	290-5300	知
児童デイサービス	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象

ＬｉｎＫみいけ	南区御池台３丁1番地5	299-3550	299-3555	児
ＬｉｎＫにわしろ	南区庭代台2丁７－２	291-1600	291-2600	児
えーゆークラブ	南区若松台二丁1番4-107号	291-0294	291-0295	児
えーゆーハウス	南区土佐屋台1321番4号	237-0294	237-0294	児
地域活動支援センター生活支援型（Aタイプ	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
サポートセンターいんくる	桃山台3－１－12	205-8692	205-8693	精
地域活動支援センター生活支援型（Bタイプ	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
地域活動支援センターわかば	深阪南１１９ ダイヤモンドビル２０	242-6605	237-0900	知
地域活動支援センター入浴支援強化型	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
地域活動支援センターかたくら	片蔵165ふれあいの里かたくら内	291-5679	290-5300	知
通園施設	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
堺市立第1つぼみ園	城山台5－1－4	299-2031	298-2032	児･身
堺市立第2つぼみ園	城山台5－1－4	299-2031	298-2032	児･知
グループホーム	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
ソーバーホーム	原山台			精
せんぼくホーム	原山台			知
赤坂台	赤坂台			知
晴美台	晴美台			知
新檜尾台	新檜尾台			知
三木閉ペガサス	三木閉			知
三木閉ポラリス	三木閉			知
さくらそう	新檜尾台			知
宮山台ホーム	宮山台			知
ひまわり	庭代台			知
ももやま	桃山台			知
第二ももやま	桃山台			知
桃山台ホーム	桃山台			知
みらい	片蔵			知
ケアホーム和み	釜室			知
ケアホーム憩い	釜室			知
サンももやま	桃山台			知
深阪ホーム	宮山台			知・身・精
就労関係	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
堺市障害者就業・生活支援センター	桃山台1－23－1	292-1826	291-1252	知・身・精
大阪障害者職業能力開発校	城山台5－1－3	296-8311	296-8313	知・身・精
学校関係	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
府立泉北高等支援学校	原山台2－6	298-2111	291-7953	知
堺市立上神谷支援学校	御池台４－２４－１	298-2859	298-2861	知
公共機関等	所在地	電話	Ｆａｘ	主な対象
南保健福祉総合センター地域福祉課	桃山台1－1－1	290-1812	290-1818	知・身
南保健福祉総合センター子育て支援室	桃山台1－1－1	290-1744	290-1818	児
南保健福祉総合センター南保健センター	竹城台1－6－1	293-1222	296-2822	精
堺市社会福祉協議会南区事務所	桃山台1－1－1	295-8250	295-8260	

南区障害者自立支援協議会

南保健福祉総合センター
　地域福祉課
　子育て支援室
　南保健センター
堺市障害者更生相談所
堺市子ども相談所
こころの健康センター
発達障害者支援センター
堺市障害者就業・生活支援センター
地域生活支援センターフィットウェル
サポートセンターいんくる
支援センター堺あけぼの
ギャラリーみなみかぜ
堺市社会福祉協議会南区事務所
地域包括支援センター